

第77回国民体育大会日光市競技会売店出店者募集要領

1 目的

この要領は、日光市で開催する第77回国民体育大会日光市競技会の売店出展者の募集に関し、「第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び期間

競技ごとの売店の設置場所及び期間は、次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉店は原則として認めないものとする。

開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

競技名	出店場所	出店期間
ホッケー（全種別）	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場	令和4年10月2日（日） ～6日（木）
ボクシング（成年男子・ 成年女子・少年女子）	日光市大沢体育館	令和4年10月6日（木） ～10日（月）
軟式野球（成年男子）	日光市日光運動公園野球場	令和4年10月7日（金） （予備日）10月8日（土）

3 出店数、出店位置及び出店規模

出店数と出店位置は第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定し、出店規模は、原則として1ブース約20㎡（2間×3間のテント）以内とする。

また、移動販売車にて出店する場合は、テントは設置しないものとし、移動販売車一台につき1ブース使用とみなす。

なお、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれらを変更することができるものとする。

4 出店料

（1）1店舗あたりの出店料は次のとおりとする。

- ア 日光市内に店舗等を有する者 2,000円/日
- イ 上記以外の者 4,000円/日

（2）次のいずれかに該当するものについては出店料を免除することができる。

- ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障がい者就労施設等
- イ 公共目的を持って出店する国又は地方公共団体
- ウ その他実行委員会が特に必要と認めたもの

5 出店の申請

出店を希望する者は、要項に定める売店出店申請書に関係書類を添付し、競技ごとに実行委員会事務局へ郵送又は持参により受付期間内に提出するものとする。なお、持参する場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。

6 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、要項及び本要領に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請者を優先して選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

7 受付期間

受付期間は、令和4年4月26日(火)から6月10日(金)までとする。ただし、応募状況により受付期間を変更することがある。

8 その他

- (1) 出店にあたっては、要項を遵守すること。
- (2) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会又は調査を依頼することができるものとする。
- (3) 各競技会場で大会関係者への斡旋弁当が行われるほか、休憩所での無料ドリンクサービスやふるまい料理が実施される場合がある。
- (4) 出店にあたっては、いちご一会国体・とちぎ大会実行委員会が定める「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン」に基づき、実施すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染防止のため、観客席の制限又は無観客により実施する場合や休憩所等での食事を禁止する場合がある。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況により、大会開催の中止、売店出店の取り止めを実行委員会が判断した場合は、出店料を還付する。

8 提出及び問合せ先

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局

(日光市教育委員会事務局国体推進課内)

TEL : 0288-25-6900 FAX : 0288-25-6901

E-mail : kokutai@city.nikko.lg.jp